

経済産業研究所データベース業務 民間競争入札実施要項（案）

独立行政法人経済産業研究所

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人 経済産業研究所理事長は、公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された経済産業研究所データベース業務（以下、「データベース業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定める。

2. データベース業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

(1) 目的

独立行政法人経済産業研究所（以下、「当研究所」という。）は、独立行政法人経済産業研究所法に基づき、「内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うこと」を目的とし、様々な研究プロジェクトを実施している。今回の対象となるデータベース業務は、これらの研究プロジェクトの中で作成され公開されている二次加工統計作成に関連する作業である。

データベース業務は、日本産業生産性データベース（Japan Industrial Productivity Database : JIP）基礎資料収集・入力業務と RIETI Trade Industry Database (RIETI-TID) 作成等業務の2つに分かれる。

JIPは、日本の経済成長と産業構造変化を分析するための二次加工統計であり、詳細な産業レベルの全要素生産性の動向やその決定要因についての研究・分析に利用されている。また、欧州連合（EU）の生産性に関する国際連携プロジェクト EU KLEMS や OECD のデータベースプロジェクトに参加することにより、日本の産業構造や産業別生産性動向を、米国や EU 加盟国、韓国など、他の先進諸国との比較に用いられるなど、世界的にも高く評価されている。JIP 基礎資料収集・入力業務は、この JIP を作成するための基礎データを収集・入力するものである。

RIETI-TID は、国連が作成している COMTRADE のデータを元に作成された二次加工統計であり、世界各国の産業別生産段階別の貿易構造の変化を把握するために用いられ、これを用いた分析が通商白書に例年掲載されているものであり、RIETI-TID 作成業務はこの RIETI-TID 自体を作成するものである。

(2) 民間競争入札の対象となるデータベース業務の内容及び作業要領

本業務は、次の作業手順に従い、期日までに成果を提出するものとする。

① JIP 基礎資料収集・入力業務

(ア) 統計データの入手作業（別添1）

・民間事業者は、別添1に掲げた統計データを入手する。

（2年目、3年目については、労働の No. 11, No. 12, No. 13 を除き前年度に収集したデータの次年度のものとする）

(イ) 入手した統計データの入力作業及び元データの納品（別添2）

- ・民間事業者は、入手した統計データ及び元データを別添2に掲げる形式に従って納品する。

(ウ) 納期について

<1年目>

- ・納期①：2009年12月20日（12月15日までに公表されたデータについて。但し、労働のNo. 11, No. 12, No. 13を除く）
- ・納期②：2010年1月30日（1月25日までに公表されたデータ及び労働のNo. 11, No. 12, No. 13について）
- ・それ以降：2010年1月25日以降に公表されたデータは、適宜速やかに（5日程度）。
- ・データの配布方法又は公表様式が仕様書と異なっていた場合には、その旨速やかに当研究所に報告すること。

<2年目>

- ・納期①：2010年8月20日（8月15日までに公表されたデータについて）
- ・納期②：2010年10月30日（10月25日までに公表されたデータについて）
- ・それ以降：2010年10月25日以降に公表されたデータは、適宜速やかに（5日程度）。

<3年目>

- ・2年目に準じる（前年度に収集・入力した後に公表されたデータを対象とし、2年目と同様に、事前確認、第1回納期・第2回納期・それ以降に分けて作業を行う）

(エ) 事前確認

- ・2年目及び3年目の統計データ入手作業は仕様書作成時より1年が経過した時点での作業となるため、データの配布方法又は公表様式が仕様書で示したものと変更されている可能性がある。そのため、6月10日までに公表されたデータについて6月15日までに配布方法及び公表様式について確認し、前年度から変更があった場合は、その旨速やかに当研究所に報告すること。データの公表様式が前年度と異なるものについては、当研究所からデータ収集作業について指示する。8月15日までに本データ収集作業の指示がない場合には、納期は納期②とする。9月15日までに当研究所からデータ収集作業の指示がない場合には、当該データの収集は不要とする。。
- ・6月11日以降に公表されたものについては、データの公表様式が前年度と異なる場合には、その旨速やかに当研究所に報告し、データ収集作業は指示があるまで待つこと。当研究所への報告の日から90日経過しても当研究所からデータ収集作業の指示がない場合には、当該データの収集は不要とする。データの配布方法のみが異なる場合には当研究所に報告の上、データ収集作業を行うこと。

<2年目> 2010年6月15日（6月10日までに公表されたデータについて）

<3年目> 2011年6月15日（6月10日までに公表されたデータについて）

②RIETI-TID 作成等業務

(ア) RIETI-TID の作成及びHP 上での公開業務 (別添3)

- ・既存のRIETI-TID の更新業務を行う。民間事業者は別添3に従って、2008年(2年目は2009年)のデータ作成を行い、当該データを既存のRIETI-TID のデータに付加(更新)する。更新後のデータを元に検索システムを付加したデータベースを構築し、これを民間事業者が直接又は間接に管理するサーバーに保管・維持・管理するとともに、当所ホームページ閲覧者からの検索に供する。
- ・更新後のデータ、データベース、データベース生成システム(データを作成する際に使用したプログラムのソースコード)及び検索システム(検索システムのソースコード)を当研究所に納入する。
- ・その際、国連COMTRADE を元に作成するRIETI-TID の公開が可能となるよう、RIETI-TID は二次加工統計であり国連COMTRADE の著作権を侵害するものではないことの確認を民間事業者が国連担当者へメールで行うこと。

(イ) 納期について

各年とも、3月1日(2008年のデータを付加したデータベースは2010年3月1日)から次期更新まで(2年目は契約終了日まで)HP上で公表すること。

(3) 入札対象事業にあたり確保されるべきサービスの質

- ① (2) ① (ア)、(2) ② (ア) により掲げた統計データを誤りなく入手すること。
- ② (2) ① (ア) に掲げた統計データを誤りなく別添2に掲げる形式に従って納品すること。
- ③ (2) ② (ア) のデータ作成、データベース構築を誤りなく行うとともに、サーバー管理を適切に行うこと。
- ④ 納品後契約期間内に誤りが確認された場合、民間事業者は全てのデータを再検証した上で誤りを修正し、再度納品すること。
- ⑤ 当研究所が定めたスケジュールを厳守すること。

(4) データベース業務を実施する上での遵守事項

- ① 民間事業者は、当研究所と協議の上、各年度について統計データの入手及び同データの入力作業工程ごとに、作業フロー、作業体制及びスケジュールを内容とする実施計画を策定すること。
- ② 民間事業者は、本データベース業務の責任者を定め、当研究所との連絡調整を行うこと。
- ③ 民間事業者は、本データベース業務に定めていない事項について、適宜当研究所と協議の上、作業を進めるものとする。
- ④ 民間事業者は、事故等が発生した場合には、速やかに当研究所に報告し、指示を求めるものとする。

(5) 契約の形態及び支払い

- ① 契約の形態は請負契約とする。
- ② 当研究所は、請負契約に基づき、民間事業者から提出された請求書を受理した日から30日以内に請負代金を支払う。請負代金の支払いは、作業工程の下記段階で行う。

【JIP 基礎資料収集・入力業務】

当該年のデータが全て納品された時

【RIETI-TID 作成等業務】

データベースの作成業務については、当該年のデータベースがHPに公表された時

HP上での公開業務については、毎月

- ③ 納品後契約期間内に誤りが確認されたため民間事業者が全てのデータを再検証した(2. (3)②参照)後に、再び誤入力を確認された場合、民間事業者は下記の金額を当研究所に返還することとする。

【JIP 基礎資料収集・入力業務】

・ 該当年の基礎資料収集・入力業務に対する報酬額の10%

【RIETI - TID 作成等業務】

・ 該当年の作成に係る業務に対する報酬額の10%

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成21年11月1日から平成24年2月28日(2年4ヶ月)

4. 入札参加資格等に関する事項

(1) 入札参加資格

- ① 法第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に抵触しない者であること。
- ② 予算決算及び会計令第70条の規定に抵触しない者であること。(なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- ③ 予算決算及び会計令第71条の規定に抵触しない者であること。
- ④ 法人税(所得税)、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 独立行政法人経済産業研究所の契約に係る取引停止等の措置に関する要領(平成20年4月15日通達第17号)に基づき、当研究所から取引停止等されている期間中の者でないこと。
- ⑥ 実施要項の策定に携わった法人又は個人ではないこと。

(2) 共同事業体での参加

単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記①～⑥の要件を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、または、単独で参加することはできない。なお、構成員の役割分担について定めた共同事業体結成に関する協定書(またはこれに類する書類)を作成し、入札書等と併せて提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- | | |
|------------|-------------|
| ① 入札公告： | 平成21年8月下旬頃 |
| ② 入札説明会： | 平成21年9月上旬頃 |
| ③ 質問受付期限： | 平成21年9月中旬頃 |
| ④ 入札書提出期限： | 平成21年10月上旬頃 |

- | | |
|---------------|-------------|
| ⑤ 企画書の審査 | 平成21年10月中旬頃 |
| ⑥ 開札及び落札者の決定： | 平成21年10月下旬頃 |
| ⑦ 契約締結： | 平成21年11月上旬頃 |

なお、③に関連する事項として、質問への回答や情報提供は原則として一般公開することとする。

(2) 入札の実施手続き

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、当研究所が指定する場所まで提出すること。

ア. 入札金額(契約期間内の全ての請負事業に対する報酬の総額の105分の100に相当する金額)を記載した書類(入札書)

イ. 入札金額の内訳

- ・ JIP データベース：各年の基礎資料収集・入力業務に対する報酬
- ・ RITI-TID：各年の作成に係る業務に対する報酬

HP上の公開業務(一月の額及び一月の額に24を乗じた額)に対する報酬

ウ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類(以下「企画書」という。)

エ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

オ. 法人税(所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)

カ. 組織的基盤に関する事項

主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年7月5日政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合その者(以下「親会社等」という。)に関する上記情報

キ. 経理的基盤に関する事項(次の書類を添付すること。)

- ・ 直近1期分の法人税確定申告書の写し(税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。)

ク. 情報セキュリティに関する事項

- ・ 情報セキュリティ管理体制について、当研究所の定める調査票(別添4)又は、プライバシーマーク、JISQ27001許諾書のコピー

② 企画書の内容

ア. 実施体制

- ・ 業務実施体制(責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など)
- ・ 業務従事者の配置
- ・ 必要な人員及び施設の確保状況並びに補助体制
- ・ 当研究所との連絡体制
- ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法

イ. 事業計画

- ・本業務実施要項に定める業務の実施方法・手順
- ・作業・手順スケジュール

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

(1) 評価方法

審査は①必須項目審査、②加点評価項目及び③価格の評価により行う。

①必須審査項目については、その全てを満たした提案には基礎点50点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

ア. 経理的基盤

- ・請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

(評価項目)

直近1期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累積がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

イ. 実施体制

- ・請負事業を確実に遂行できるだけの業務実施体制（責任者と事業担当者の役割分担、当研究所との連絡体制、業務の一部を外注する場合は外注先との責任体制、ミスの回避・ミス発見時の対応など）が確立していること。
- ・情報セキュリティの適切な管理能力を有していること。

ウ. 事業計画

- ・請負事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした計画を立案していること。

②次の加点審査項目については、各項目について右に掲げる配点基準に従い採点を行い、加算点とする（0点～150点）。

ア. 実績

- ・過去3年間に、統計データ収集及びデータ入力業務のいずれも自ら実施又は請け負ったことがあるか。（15点）
- ・過去3年間に、データベース（データベースの種類は問わない）を用いたデータ検索機能を製作する業務を自ら実施又は請け負ったことがあるか。（15点）

イ. 実施体制

- ・本業務を遂行するための人員及び機材が確保されているか。また、人員及び機材に不具合が生じた場合の補助体制が確立しているか。（40点）
- ・作成の手順が、ミスをより回避するための工夫がとられているか。（40点）
- ・ミスが発見された場合のデータの再検証手順が効果的かつ速やかに行われるものとなっているか。（40点）

③価格の評価については以下の計算式から算出することとする。（0～100点）

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 落札者の決定

- ①(1) ①の評価方法における必須審査項目を全て満たし、当研究所会計規程第48条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、基礎点、加算点及び価格点を加算して得られた値が最も高い者とする。
- ②必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

当研究所は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙の通り。

8. 民間事業者が当研究所に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示による講ずべき措置

① 報告等

- ア. 民間事業者は実施計画に各回2回（10月頃、2月上旬）の当研究所とRIETI-TIDの開発状況に関する打ち合わせを設定することとする。
- イ. 民間事業者は、契約期間内のRIETI-TIDへのアクセス数を毎月末の翌日までに当研究所に報告しなければならない。
- ウ. 民間事業者は、原則として請負業務を終了し、もしくは中止した日が属する月の翌月末までに当研究所に報告しなければならない。

② 調査

- ア. 当研究所は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- イ. 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

当研究所は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ①民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、請負事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。
- ②民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- ③民間事業者、その役職員その他請負事業に従事する者又は従事していた者は、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。
- ④民間事業者は、請負事業を終了し若しくは中止した場合は、請負事業によって取得した当研究所の研究者等の個人情報を破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を契約期間終了日の属する月末又は請負事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに当研究所に提出しなければならない。
- ⑤民間事業者は、情報セキュリティ管理能力を有していなければならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ① 請負事業の開始及び中止
 - ア. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に確実に事業を開始しなければならない。
 - イ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、予め当研究所の承認を得なければならない。
- ② 金品等の授受の禁止
民間事業者は、請負事業において当研究所の役職員から金品等を受け取ること又は当研究所の役職員に与えることをしてはならない。
- ③ 宣伝行為の禁止
民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人経済産業研究所」の名称並びに当研究所の保有するロゴなどを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。
- ④ 取得した個人情報の活用の禁止
民間事業者は、請負事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業若しくは当研究所以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。
- ⑤ 記録及び帳簿
民間事業者又は民間事業者であった者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。
- ⑥ 権利の譲渡
民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ⑦ 再委託
 - ア. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
 - イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

- ウ. 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託先の変更や新たな再委託先の追加等を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで、事前に当研究所の承認を受けなければならない。
- エ. 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には、民間事業者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項（「(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- オ. 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑧ 業務従事者等の変更

民間事業者は、やむを得ない事由により予め企画書等において記載した業務従事者の変更を行う場合は、事前に当研究所に承認を得なければならない。

⑨ 契約内容の変更

当研究所及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑩ 契約の解除

当研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

なお、当研究所が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の10%に相当する金額を当研究所に納付するとともに、当研究所との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

ア. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき

イ. 暴力団員が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ウ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑪ 損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑫ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

⑬ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当研究所が協議する。

⑭ 完成物の著作権の帰属

当業務における完成物の著作権は、当研究所に帰属するものとする。

(4) 当研究所の監督体制

- ① JIP データベース業務に係る監督は、当研究所研究グループ研究コーディネーターを、RIETI-TID

業務に係る監督は、当研究所研究グループ研究調整副ディレクター（計量分析・データ担当）を責任者とする。

- ② 実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、当研究所総務グループが行い、総務副ディレクター（管理担当）を責任者とする。
- ③ 請負事業の経理に係る監督は、当研究所総務グループが行い、経理マネージャーを責任者とする。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えた場合において、

- (1) 当研究所が当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 評価時期

当研究所は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、各年度の業務終了時点における請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査方法

民間事業者からの8. (1)①の報告等に基づき、調査を行う。調査においては、必要に応じて民間事業者からヒアリングを行うものとする。

(3) 調査項目

2. (3)に掲げる各業務の実施状況及びサービスの質の達成状況。必要に応じて、サービスの実施状況を従来の実施状況と比較考量することとする。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

① 事業実施状況の報告及び公表

当研究所は、民間事業者の請負事業の実施状況について、10. に掲げる評価を行った後、官民競争入札等監理委員会へ年度毎に報告するとともに、公表する。

② 立入検査、指示等の報告

当研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に報告する。また、当研究所が必要と判断した場合は、当研究所はその措置の内容等を公表する。

(2) 民間事業者の責務

- ① 本事業に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。
なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ③ 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。